

地域科学技術実証拠点整備事業の審査に関する利益相反の考え方

本事業の審査に関する利益相反の範囲及び運用については、次のとおりとする。

1. 範囲

(1) 利益相反に該当する場合

- ・委員が提案者及び参画企業のいずれかの機関に所属している場合
- ・委員がプロジェクト参画者等として提案内容に含まれる場合
- ・委員が所属する組織の構成員がプロジェクト参画者等として提案に含まれる場合
- ・委員が自ら中立・公正に審査を行うことが困難であると判断する場合
- ・その他、委員が中立・公正な審査を行うことが困難であると、文部科学省が判断する場合

(2) 「委員が所属する組織の構成員」の定義

- ・委員が所属している大学・大学院の同じ学部学科・研究科専攻に現在所属している者
- ・委員が所属している公的な機関の同じ部門等に現在所属している者
- ・委員が所属している企業及びその企業の連結決算の対象となる関連会社に現在所属している者

(3) 中立・公正に審査を行うことが困難であると判断する場合

- ・親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・緊密なプロジェクト・共同研究等を行う関係（例えば、共同プロジェクト・研究の遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究會メンバー、特許の共同出願人等、本事業の遂行上、緊密な関係にあると見なされるもの）
- ・密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
- ・委員の所属する組織と提案自治体の密接な関係（委員の所属する大学が立地する自治体と提案自治体が同一の地域の場合等）
- ・提案の採否又は評価が委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(4) その他の取扱い

- ・委員が所属する大学・公的機関の構成員が、プロジェクト参画者として提案に含まれるときは、学部学科・研究科専攻、部門等にかかわらず、原則、利益相反の範囲に該当するものとする。
- ・利益相反関係にある可能性のある者（組織）が、関係者（機関）等として提案されているなど、委員との実質的關係について、事實關係が不明、もしくは直接關係がないと判断するときは、利益相反に該当しないものとして審査を行うことが

できる。

- ・委員が所属する組織のクライアント等が、プロジェクト参画者または研究開発に参画する者として提案に含まれていても、委員の担当するクライアントではないなど、中立・公平に審査を行うことができると判断するときは、利益相反の範囲に該当しないものとして審査を行うことができるものとする。

2. 運用

- ・委員は上記に留意し、利益相反の事実あるいは可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、審査の対象となる機関と利害等が関係する委員については、当該機関からの提案に関する審査を行わないこととする。
- ・審査委員会においても当該事案に関するヒアリング及び個別合議の際は退席し、議論や判断に加わらないこととする。ただし、座長が退席する場合には、副座長またはそれに代わる者が個別合議の統括をするものとする。
- ・その他、利益相反に係る事項に関して、判断の必要が生じる場合には、文部科学省が判断を行う。